



筑後北中学校だより

No. 3

本年度の重点目標

令和4年6月7日

文責：校長 志牟田圭一

「他の考えを受け止め、自らの考えをつくることのできる生徒」の育成

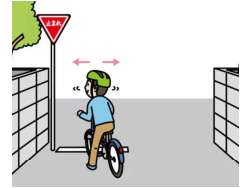
交通安全教室

令和4年5月31日(火) 1年1, 2組

6月 1日(水) 1年3, 4組

8:30~10:30 筑後自動車学校にて

筑後北中では1年生を対象として、自転車についての交通安全教室を筑後自動車学校の協力で毎年6月頃に行っています。新学期に入り、北中でも自転車と車の接触事故等があり、全校生徒にも交通マナーとヘルメット着用遵守を呼びかけたばかりでした。地域の方も北中生徒の自転車通行マナーが、あまりよくないことを指摘されることもあり、交通安全教室の必要性を強く感じていました。今回の安全教室の参加者は、まず視聴覚室で、交通ルールやマナーだけでなく、



- ・交通の危険を生じさせる違反について
- ・違反を繰り返す自転車運転者に安全運転講習が義務づけられていること(H27年6月~)
- ・自転車の交通違反にも罰則があること
- ・自転車保険は必ず入ること(義務化)
- ・自転車事故で、加害者になると多額の賠償金を支払う必要があること

などの話を聞くことができました。

その後、自動車学校内の施設で、自転車通行の仕方や運転技術の講習がありました。

指導の先生方(6名)

視聴覚室での講話



自転車通行について
(真剣に話を聞いています。)





←S字コース走行

(参加者の感想など)

○いつも疑うことが大切だと言われていたので、常に疑いの意識をしながら運転したいと思います。いつも何となくしか気をつけること

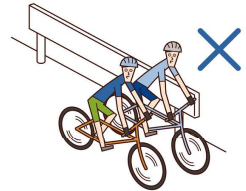
がでしな

ったので、もう一度ルールを思い出してふだんからそれが守れるように登下校していきたいです。

○路側帯を初めて知った。

○交差点では、特に注意して運転していきたい。

○今回の講習で一番勉強になったのは、いろいろな道の場面やいざというときの事です。



一本橋走行(脱輪!?)



踏切前：止まって、左右左



○止まれの信号を無視したら罰金を払わなければいけないことを初めて知りました。しかも、車やバイクよりも自転車の方が高いことに驚きました。

例) 信号無視の場合、「車両」は反則金6,000~12,000円 & 基礎点数2点に対して、自転車は「3月以下の懲役または5万円以下の罰金」



自転車保険の知らせです。(配布済み) ↓

自転車保険

入ってますか?

令和2年10月1日から
自転車保険への加入が
義務となりました

～福岡県自転車条例改正～

全国的に自転車利用者が加害者となる高額賠償事例が発生していることなど、最近の自転車を取り巻く状況の変化に対応するため、自転車条例が改正されました。

万が一事故を起こしてしまったときに備えて自転車保険に加入するなど、事業者としても以下の点を踏まえて自転車の安全利用に取り組んでいただきますようお願いいたします。

自転車条例改正の主なポイント

自転車保険の加入義務(令和2年10月1日施行)

○全国的な自転車事故での高額賠償事例の発生

<p style="font-weight: bold; color: red;">賠償額</p> <p style="color: red;">約9.521万円</p>	<p style="font-weight: bold; color: red;">高額賠償の事例</p> <p>小学生が夜間、歩行中の女性と正面衝突、女性には頭が骨骨折などで意識不明の重体となった。</p>	<p style="font-weight: bold; color: red;">加入</p>	<p style="font-weight: bold; color: red;">対象者</p> <p>自転車を利用する人 (子どもが利用する場合はその保護者)</p> <p>従業員に自転車を利用させる事業者</p> <p>自転車貸付業者(県への届出義務があります)</p>
---	--	--	--

※事業者・学校は、運動・通学に自転車を利用する人の保険加入を推奨しましょう。

その他の改正ポイント

事故の際の負傷者の救護・警察への報告義務

○自転車事故が起きたときには、負傷者を救護し、警察に報告しなければなりません。

交通事故をなくす福岡県県民運動本部

(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)

自転車保険の加入義務は令和2年10月1日から